

vol.9

2026.7.15

吉原地区 伝建NEWS LETTER



発行者：舞鶴市

建築基準法の制限の緩和について

令和8年7月3日に、吉原地区の伝統的な町並みの維持・保存が可能となるように、建築基準法を緩和する条例を定めました。

■ 対象となる建物

昔からある建物で、今現在でも伝統的な町並みを構成している建物(特定物件に限らない)が対象です。

※更地に新築する場合や、近年建てられた建物は対象外となります。

■ 緩和できる項目

■ 部屋の日当たり(採光)

■ 建物の高さ(道路斜線)

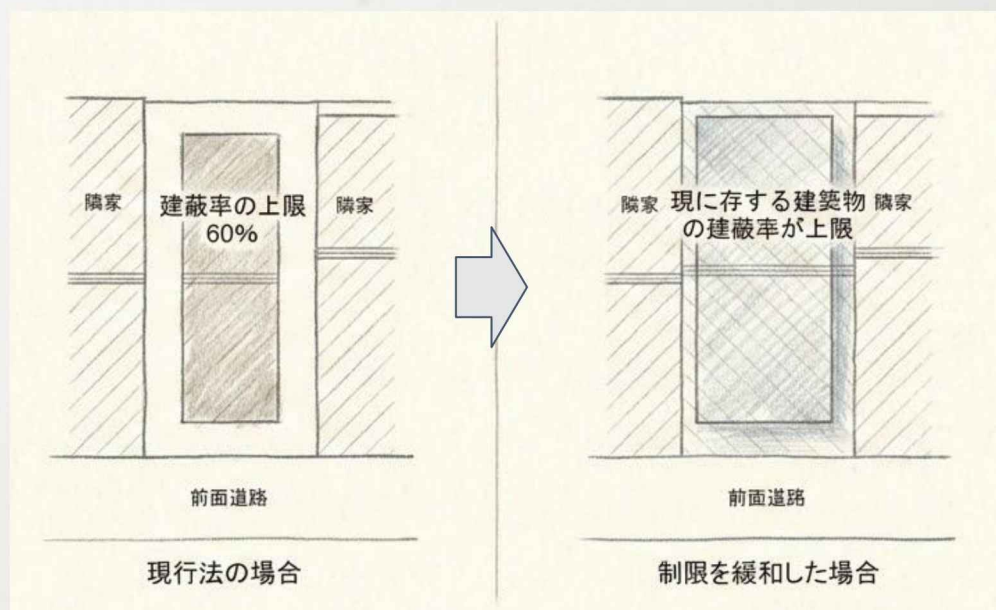
■ 敷地の接道義務

■ 準防火地域の制限

■ 道路内の建築制限

■ 建ぺい率

例) 建ぺい率の緩和のイメージ...



1項目でも緩和をする場合は、防災対策として

→ 消火器と住宅用警報器の設置が必要です！



「伝統的建造物群保存地区保存活用計画」を告示しました

建築基準法の緩和条例と同日に、吉原の歴史的風致を地域の財産として保存するとともに、保存地区および舞鶴市の文化基盤の向上、地域活性化に資するため、吉原伝統的建造物群保存地区の保存および活用に関する基本計画を定めました。

■ 現状変更許可

吉原の景観を保護するため、建物の外観に関わる工事を行う際には、市役所への届け出(現状変更許可申請)が必要になります。詳細は舞鶴市役所歴史文化まちづくり課(66-1063)までお問い合わせください。

■ 許可の基準

上記の許可は保存活用計画に記載された「修理・修景・許可基準」に基づいて出されます。それぞれの基準の詳細は、保存活用計画をご覧ください。



※修理・修景事業に対する補助要綱は現在策定中。詳細が決まり次第、改めてニュースレターや市ホームページ等でお知らせします。

それぞれの基準の具体的な内容は、保存活用計画に記載しています。
計画本文は右コード(市ホームページ)よりご確認ください。



吉原地区内で建築を行う場合の手続きの流れ

START
手続きのスタート！



歴史文化まちづくり課へ事前相談
(補助金活用の場合は1年目の4月)

歴史文化まちづくり課

修理事業
補助金申請
(特定物件のみ)

修景事業
補助金申請

補助金
活用無し
(随時相談受付)



現状変更申請
デザイン確認
(町並みに合わせる)



都市計画課

必要に応じて
建築基準法の緩和手続き
安全と保存の両立



2年目の4月

両方の許可取得⇒工事開始！



発行者：舞鶴市歴史文化まちづくり課
舞鶴市都市計画課
発行日：令和8年7月15日（水）

TEL: 0773-66-1063 FAX: 0773-62-9891
TEL: 0773-66-1048 FAX: 0773-62-9894

MAIL: heritage@city.maizuru.lg.jp
MAIL: tokei@city.maizuru.lg.jp